

自然災害発生時の対応（令和8年10月1日改訂）

1 気象災害（注意報・警報等が学校所在地または居住地に発令された場合）

(1) 沼津市はまた居住市町に次のいずれかが発令された場合

情報	在宅時		在校時
暴風警報	午前6時時点で警報等が発令されている場合		・状況により授業を打ち切り、安全確認ができる生徒においては、帰宅させる。この場合は、Cラーニングで連絡する。 ・交通機関が確保できないなど、安全確認ができない場合は、学校待機とし、保護者に電話連絡等をする。
	自宅待機	・自宅で待機する。 ・暴風警報が発令されていなくても、台風の接近等により天候の悪化が予測され、登校が危険であると判断される場合は、学校に連絡し、自宅で待機する（出席停止等の扱いとする。）。	
	午前11時までに警報等が解除された場合		
	授業	・安全に十分注意して登校する。 ただし、生徒の居住地区や通学経路で警報等が継続している場合もあるため、今後の気象情報や地域の実状等を基に家庭で相談し、安全に登下校することが心配される場合は、学校に連絡し、自宅で待機する。	
	午前11時時点で沼津市の警報等が継続しており、今後も継続することが予想される場合		
	休校	・1日休校とする（休校の指示はCラーニングで行う。）。	
強風注意報	平常授業	・安全に登校できることを確認した上で登校する。 ・安全に登校することが確認できない場合は、学校に連絡の上、自宅で待機し、状況を見て登校する。	・気象情報や地域の実情により、下校させることもある。 この場合は、Cラーニングで連絡する。
大雨注意報・警報 氾濫注意報・警報 土砂災害注意報・警報			

※自治体から防災気象情報（河川氾濫、大雨、土砂災害、高潮）

(2) 公共交通機関が運転を見合わせている場合

	在宅時	在校時
平常授業	・通常利用する公共交通機関が運転を見合わせている場合、学校に連絡し、運転が再開されるまで自宅で待機とする。 ・公共交通機関の運行状況を確認し、運転が再開し次第、登校する。	・気象情報や地域の実情により、下校させることもある。 - この場合は、Cラーニングで連絡する。

※上記対応により、自宅で待機した場合は出席停止等とし、欠席扱いとはしない。

2 地震災害

状況		基準
南海トラフ地震臨時情報	調査中	原則通常授業
	巨大地震警戒	原則通常授業
	巨大地震注意	原則通常授業
	調査終了	原則通常授業
地震	学校が所在する地域で震度 5 弱以上の地震が発生したとき	直ちに教育活動を中止
	学校が所在する地域で震度 4 以下の地震が発生したとき	通常授業、ただし状況に応じて授業中止

3 津波災害（注意報・警報が居住地に発令された場合）

情報	授業	在宅時	在校時
(大) 津波警報	自宅待機 (避難行動)	・午前 6 時時点（午前 6 時以前に自宅を出発する場合、その時刻）で発令されている場合は自宅待機（避難行動）とする。	・原則として、警報が解除されるまで学校待機とする。 ・保護者と連絡をとり、下校することが可能と判断される生徒については下校とする。
	授業	・午前 11 時以前に警報が解除された場合は、津波注意報発令時の対応に準じる。ただし、公共交通機関の運転見合わせ等により登校できない場合は引き続き自宅待機（避難行動）とする。	
	休校	・午前 11 時時点で発令されている場合は引き続き自宅待機（避難行動）とする。	
津波注意報	平常授業	・注意報や地域の実情を保護者と相談し、安全に登校にできることを確認した上で登校する。 ・安全に登校することが困難と判断される場合は、学校に連絡し自宅で待機し、状況を見て登校する。	・通常どおり授業を行う。 ・部活動は中止する。 ・注意報や地域の実情に応じて下校とすることもある。